

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（422）」

2. 日時：平成28年9月8日 17時45分～18時40分

3. 場所：原子力規制庁 7階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、忠内管理官補佐、秋本安全審査官、池田安全審査官、江
寄安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、近
田安全審査官、沼田安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡
安技術参与、宇田川原子力規制専門職、安達係員、糸賀原子力規制専門
員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木調査グループマネ
ージャー 他14名

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 他1名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副部長 他2名

日本原子力発電株式会社：発電管理室プラント安全向上グループ 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 課長
他2名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム主任 他
1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震建築）他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号
炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「43条 重大事故等対処設備」
におけるアクセスルート及び可搬型重大事故等対処設備の保管場所につい
て説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○ 液状化に伴う地中埋設物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響
について説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の
回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて
- ・柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について